

事業主・社会保険労務士・労働保険事務組合の皆様へ

雇用保険関係手続の見直しについて

雇用保険関係手続（電子申請を含む）の迅速な処理のため、全国のハローワークで、以下の見直しを実施します。事業主・社会保険労務士・労働保険事務組合の皆様におかれましては、ご理解・ご協力を願いします。

* 照合省略対象事業主等は、省略可能な書類は添付しないようお願いします。省略可能書類、記載内容など不明な点があれば、あらかじめハローワークにお問い合わせください。

雇用保険手続の届出処理について

- ◇ ハローワークでは、離職票の発行手続を最優先として行います。
そのため、資格取得届等の処理には時間かかる場合があります。

以下のような場合は、特に時間を要しますのでご注意ください。

- 雇用保険の仕組み上、離職した事業所の資格喪失届の処理が終了していない場合や、前事業所の資格喪失日と再就職先事業所の資格取得日が重複している場合（※1）などには、資格取得届の処理を行うことができないので、処理に時間を要します。
(※1) 前事業所の資格喪失日と再就職先事業所の資格取得日が重複している場合は、原則として資格喪失日を基準に処理を進めさせていただきます（これは雇用保険手続固有の処理であって事業所の雇用関係に影響を及ぼすものではありません）。
- 被保険者番号が不明の場合にも、資格取得届の処理に時間を要することになります。
この場合は、あらかじめ被保険者本人に了解を取った上で、届出の備考欄に職歴のある複数の事業所名を記載していただきますようお願いします。

資格取得届は、可能な限り4月上旬～中旬を避けての提出をお願いします。

- 資格取得届の提出は、可能な限り（※2）最繁忙期の4月上旬～中旬を避けてくださいますようお願いします。〔例：4月1日に採用した従業員の届出は、4月下旬以降。〕
(※2) 雇用保険法施行規則第6条の規定により、被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月10日までに提出が必要です。この範囲内でご協力を願いします。

* 来所による届出・申請は、可能な限り16時までに提出いただきますよう、ご協力を願いします。

電子申請について

- ◇ 添付書類の不足、記載漏れ等のある申請、管轄ハローワークを誤って申請がなされた場合には、原則、「修正指示」により理由を付した上で返戻をします。
- ◇ 照合省略について、
- 本社が照合省略事業所となっていて、さらに本社が定期的に支社の事務処理担当者へ研修等を実施しているなど、支社を含めた適正な届出を行うことができる場合には、本社の所在地を管轄するハローワークに「本社一括申請における照合省略承認申請書」を提出し承認されれば、支社も照合省略の対象となります。
 - 上記の電子申請による本社一括申請を行う場合に、本社と同様に支社の手続についても確認書類との照合を省略する場合（※3）には、「本社一括申請における照合省略承認通知書（電子申請用）」の添付が支社ごとに毎回必要になります。
(※3) 既に支社において確認書類との照合省略が認められている場合を除きます。
 - 照合省略対象事業主等は、「離職証明書の記載内容に関する確認書」および「被保険者の確認を得られないやむを得ない理由について（事業主の疎明書または社会保険労務士の疎明書）」の添付書類を省略できます（※4）。
- (※4) これらの書類を後日確認させていただく場合がありますので、書類の取得と保存をお願いします。